

非行やいじめなど青少年問題の相談窓口です

機関名	受付時間	電話番号
24時間子供SOSダイヤル	24時間	(0120) 0-78310
下田市教育委員会窓口	月～金 9:00～17:00	(0558) 23-3929
伊東市教育相談室	月～金 9:00～16:30	(0557) 37-7476
熱海市少年補導センター (教育相談ふれあい電話)	月～金 9:00～16:30	(0557) 81-8080
伊豆市青少年相談室	月～金 9:00～17:00	(0558) 83-5476
御殿場市青少年センター (はればれダイヤル)	月～金 9:00～16:30	(0550) 82-8080
裾野市青少年補導センター	火～金 9:00～16:00	(055) 994-0145
三島市青少年相談室	火～金 9:00～16:00 土 9:00～11:00	(055) 983-0886
沼津市	青少年教育センター	月～金 9:00～17:00 (055) 951-3440
	電話相談 (やまびこ電話)	月～金 10:00～19:00 (055) 951-7330
富士市	青少年相談センター	月～金 9:00～16:30 (0545) 52-4152
	電話相談 (ほっとテレフォン・ふじ)	月～金 9:00～16:00 (0545) 51-3741
	若者相談窓口 「ココ☆カラ」	火～土 9:00～17:00 (0545) 55-0562
富士宮市	青少年相談センター	月～金 9:00～17:00 (0544) 22-0064
	いじめ110番	月～金 9:00～17:00 (0544) 22-1252
小山町	こども相談室 小学校担当	月～金 9:00～16:00 (090) 5453-1977
	こども相談室 中学校担当	月～金 9:00～16:00 (090) 7678-1978

機関名	受付時間	電話番号
長泉町ひまわり相談室	火～土 9:00～16:00	(055) 989-7830
静岡市	子ども若者相談センター 《面接相談》	月～金 8:30～17:15 (054) 221-1314
	子ども若者相談センター (こころのホットライン) 《電話相談》	月～金 9:00～17:00 (0120) 783-370
	24時間いじめ電話相談	24時間 (054) 254-6811
焼津市青少年教育相談センター	月～金 8:30～17:00 (054) 662-0513	
藤枝市青少年補導センター	月～金 8:30～16:30 (054) 643-3047	
島田市青少年育成支援センター (青少年相談)	月～金 9:00～16:00 (0547) 36-7964	
掛川市青少年補導センター	月～金 9:00～16:00 (0537) 21-1189	
袋井市少年補導センター	月～金 8:30～17:15 (0538) 44-3197	
磐田市児童青少年政策室	月～金 8:30～17:15 (0538) 37-2773	
浜松市	青少年育成センター	月～土 8:30～17:15 (053) 457-2418
	若者相談支援窓口 「わかば」	月・水・金(電話) 火・木(面談) ※面談は要予約 9:00～16:00 (053) 454-4848
	教育総合支援センター	月～金 8:30～17:15 (053) 457-2424
	いじめ子どもホットライン (いじめ相談専用)	24時間 (053) 451-0022
湖西市	青少年育成センター (ヤングダイヤルこさい) 【市民活動センター内】	月・水・金 9:00～17:00 (053) 576-0770
	青少年育成センター (ヤングダイヤルこさい) 【西部公民館内】	火・木・土 9:00～17:00 (053) 577-5116
静岡県警察 少年サポートセンター	月～金 8:30～17:15 (0120) 783-410	

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 TEL.054-221-3313 FAX.054-221-3362

E-Mail kyoui_shakyo@pref.shizuoka.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-080/>



平成30年度 静岡県青少年の 非行・被害防止強調月間

7月1日～31日

地域の子どもをみんなで支え いきいき輝く環境を作ろう！



〈 重点課題 〉

- インターネット利用に係る
犯罪被害等の防止
- 不良行為及び初発型非行(犯罪)等の防止
- 再非行(犯罪)の防止
- 子供の性被害の防止
- いじめ・暴力行為等の問題行動への対応
- 有害環境への適切な対応
- 「地域の青少年声掛け運動」の推進
- 薬物乱用対策の推進

主唱 / 静岡県青少年対策本部(静岡県・静岡県教育委員会・静岡県警察本部)
参加 / 市町・市町教育委員会・静岡県青少年育成会議・青少年育成市町民会議
協賛 / 第68回「社会を明るくする運動」静岡県推進委員会

フィルタリングの利用は保護者の責任です

コミュニティサイト(SNS、プロフィールサイト等)のネット被害から子どもを守るために、フィルタリングサービスは、法律で原則加入することになっています。しかし、子どもから「やりたいアプリが使えない。」という理由でフィルタリングを解除してしまう保護者がいます。フィルタリングをしていても本当に必要なサイトやアプリがある場合には、設定方法を変え、使用することが可能なので、積極的にフィルタリングを利用してください。日頃から家庭でのコミュニケーションをとり、子どもにインターネットを正しく安全に利用できるように、一緒に家庭のルールをつくるよう努めましょう。



児童ポルノ等の根絶に向けた対策を強化中!

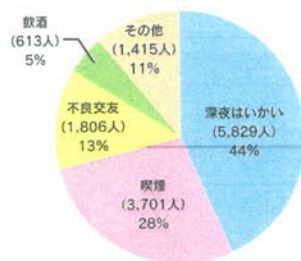
SNSで知り合い仲良くなった人からだまされ、要求がエスカレートし、児童ポルノの被写体になってしまうケースが増加しています。犯罪被害に遭わないためにも、自分の裸をスマートフォン等で撮影してはならないこと、交際相手・友達等の信用している相手であっても撮影させないこと、軽い気持ちで裸の写真を送ってしまうと取り返しがつかなくなるなどについて注意が必要です。保護者の方は、性被害から子どもを守るために、出会い系サイトやコミュニティサイトの危険性などについて、よく家庭で話し合うことや普段の子どもの様子をよく観察してください。



深夜外出は街頭補導の対象です

県青少年環境整備条例では、保護者は深夜11時以降翌日4時まで外出させないように努めなければならないことになっています。県内の不良行為少年[※]の補導状況は深夜はいかいと喫煙で約7割を占めています。地域が一体となって少年の規範意識の向上に努めていきましょう。

不良行為少年の行為別状況(平成29年中)



※ 飲酒、喫煙その他自己又は他人の徳性を害する行為した少年のこと

子どもたちを 犯罪被害から守る環境を つくるのが大人の責務です

県内の平成29年中の刑法犯少年の検挙人員は16年連続で減少しているものの、少年による凶悪事件は後を絶ちません。また、青少年を取り巻くインターネット利用環境が大きく変化の中で、インターネットを利用しての犯罪の被害やトラブルに遭う事例が絶えないなど、青少年の非行及び被害の両面において予断を許さない状況となっています。次代を担う青少年の育成は、私たち大人の責務であり、家庭・学校・地域が相互に協力しながら、青少年の非行・被害防止のために地域一体となった環境をつくる必要があります。

ささいな変化に気付き、早めの相談を

いじめは、いつでもどこでも起こり得るものであり、誰もが被害者や加害者にもなる可能性があります。いじめはどのような理由があろうとも、許されない行為です。いじめを身近な問題として考え、安心して生活できる環境を社会全体で整えていきましょう。いじめ防止に取り組むことで、互いを尊重し、共に支え合う社会の実現につなげましょう。

県内の未成年者の大麻検挙数が増加!

県内の未成年者の大麻検挙状況は、近年増加傾向にあります。大麻は薬物の中でゲートウェイドラッグ(初めて手を出す薬物)として使用され、覚せい剤などの他の薬物の使用に移行していくことがあります。薬物乱用は、本人だけでなく周りの大切な家族や友人を傷つけてしまいます。社会全体で薬物乱用のない環境をつくりましょう。

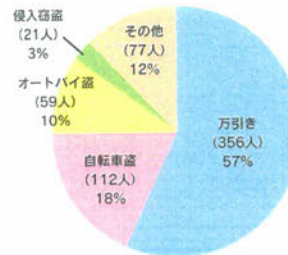


万引き、自転車盗は窃盗罪です

平成29年中、県内における刑法犯及び特別法犯による検挙・補導された少年の総数は、1017人で減少傾向にあります。しかし、その内訳を見ると、中・高校生で約6割を占めています。

窃盗犯少年の状況では、万引きと自転車盗で約7割を占めている状況であり、青少年の非行防止のための環境作りが大切です。

窃盗犯少年の状況(平成29年中)



あなたの掛けた一言が子どもたちを支えます!

この運動は、周りの大人が子どもたちに積極的にかかわり、青少年を健全に育成しようというものです。「あいさつ」や「良い行いをほめたり」、「頑張っている姿を励ます」ことは、子どもの自尊感情を高め、非行を抑止する効果も期待されます。

大人が青少年にかかわろうという意識を持つことで子どもたちを支えていきましょう。

